

建築基準法第12条に基づく

## 建築物定期点検・建築設備点検 のご相談は当社まで

### 定期点検と定期報告は 所有者・管理者の義務です

建築基準法第12条では、建築物・建築設備の所有者（管理者）が、安全を確保するため定期的に資格者に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁に報告することが定められています。

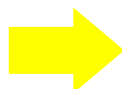
定期報告をしなかったり虚偽の報告を行った場合は、罰則の対象（百万円以下の罰金）となります。当社では「一級建築士」、「二級建築士」、「特殊建築物等調査資格者」、「建築設備検査資格者」等の資格者を有しており、官公庁から民間まで多数の実績がございます。

#### 【実施実績の一例】

発注者	業務名	発注者	業務名
広島県	広島県立賀茂高等学校外壁全面打診等点検業務	広島市	広島市南区役所建築物点検業務
〃	広島県立呉昭和高等学校建築物点検業務	〃	広島市工業技術センター建築物・建築設備点検業務
〃	広島県立高陽高等学校建築物点検業務	〃	広島市広域公園建築物・建築設備点検業務
〃	教職員公舎建築物点検業務（東広島地区）	〃	広島市総合防災センター建築物・建築設備点検業務
広島市	広島市安芸区役所外壁全面打診業務	〃	広島市北庁舎別館建築物・建築設備点検業務
〃	広島市総合健康センター外壁全面打診業務	〃	広島市教育センター建築物・建築設備点検業務
〃	広島市安佐北区総合福祉センター外壁全面打診業務	〃	消防局・中消防署ほか33施設劣化状況点検業務
〃	広島市子ども療育センター外壁全面打診業務	〃	水道局基町庁舎ほか建築物・給排水設備点検業務
〃	広島市西部子ども療育センター外壁全面打診業務	民間	広島商工会議所ビル建築物・建築設備点検業務
〃	広島市東区児童館建築物・建築設備点検業務	〃	三菱UFJ信託銀行広島ビル建築物・建築設備点検業務
〃	広島市安芸区児童館建築物・建築設備点検業務	〃	岡山中央病院建築物・建築設備点検業務
〃	広島市西区児童館建築物・建築設備点検業務	〃	岡山中央奉還町病院建築物・建築設備点検業務
〃	広島市安佐南区児童館建築物・建築設備点検業務	〃	岡山三宅医院建築物・建築設備点検業務

この他にも多数の実績がございます。

ご相談はお電話でどうぞ



 三栄産業株式会社

広島市中区基町5番44号 広島商工会議所ビル

電話：082（232）0533

FAX：082（232）0558

担当：河本・田口